

## 『昼休みの電話当番』

休憩時間に関して、労働基準法は以下のように定めています。

### 労働基準法第34条第1項

「使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。」

1日の所定労働時間が8時間だとすると45分の休憩を労働時間の途中に必ず与えなければなりません（ちなみに、所定労働時間8時間の場合、1時間の休憩を与えないといけないと勘違いしている方が多いのですが、8時間ちょうどの所定労働時間の場合は45分で構いません。8時間を超える労働時間の場合は1時間必要です）。つまり、お昼の休憩時間すべてを電話番として待機していたのであれば、その時間以外に45分の休憩を労働時間内に与えなければ、労働基準法違反になります。電話番を行った時間を労働時間として扱い、別途、残業代を支払ったとしても、この労働基準法34条違反が消えるわけではないことに注意が必要です。

また、労働基準法第34条第2項は以下のように定めています。

「前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。」

原則として、休憩時間は一斉に与えなければなりません。一人だけ休憩時間に仕事をして別の時間に休憩時間を与えることはできません。ただし、例外があります。先ほどの第34条第2項の後半に書かれているように、労働者の代表と会社との間で一斉休憩を除外する労使協定が締結されていれば、休憩を一斉に与える必要がありません。また、労働基準法施行規則第31条において「運送業、販売・理容業、金融・保険・広告業、映画・演劇業、郵便・信書便・電気・通信業、保健衛生業、旅館・飲食・接客業、官公署の事業」これらの事業については、例外として、一斉に休憩を与えなくて良いとしています。

一斉休憩の例外にあたる事業か、あるいは、労使協定があればこの点については問題ないのですが、これらに該当しないのであれば、こちらについても労働基準法違反となってしまいます。